

青森県電子自治体推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、青森県電子自治体推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、県と市町村が相互に協力して、青森県内における行政事務の電子化を推進し、もって県民の利便性の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 電子自治体推進に関する県内市町村の連絡調整
- (2) 電子自治体に関する情報提供
- (3) 電子自治体担当職員の研修
- (4) その他電子自治体推進に関する事業

(協議会の構成)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 県及び市町村の電子自治体担当課長
- (2) その他会長が必要と認めた者

(支部)

第5条 本会に、次の支部を置く。

- (1) 東青支部 青森市及び東津軽郡の町村
- (2) 中弘南黒支部 弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡及び南津軽郡の町村
- (3) 西北五支部 五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北津軽郡の町村
- (4) 上十三支部 十和田市、三沢市及び上北郡の町村
- (5) 下北むつ支部 むつ市及び下北郡の町村
- (6) 三八支部 八戸市及び三戸郡の町村

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 6人
- (4) 監事 2人

2 支部に、支部長を置く。支部長は、幹事を兼ねるものとする。

3 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代

行する。

- 3 幹事は、会の目的を円滑に進めるため、必要な業務を執行する。
- 4 監事は、経費等について監査する。
- 5 支部長は、支部内の連絡調整を行う。

(役員 の 任期)

第 8 条 役員 の 任期 は 1 年 と する。

- 2 役員 に 欠員 が 生じた ときは、その 後任 の 職 に ある 者 を もって 充て、その 任期 は 前任 者 の 残任 期間 と する。

(会 議)

第 9 条 本 会 の 会 議 は、総 会 及 び 幹 事 会 と する。

(総 会)

第 10 条 総 会 は、定 期 的 に 会 長 が 招 集 する。

- 2 会 長 は、必 要 が あ る 場 合 に は、総 会 を 随 時 招 集 する こと が 可 能 。
- 3 会 長 は、前 項 に 定 め る 他、会 員 から 要 請 が あ り、必 要 と 認 め た と き は、総 会 を 招 集 し なければ なら ない。
- 4 総 会 の 議 長 は、会 長 と する。た だ し、会 長 及 び 副 会 長 が 欠 席 の 場 合 は、あ ら か じ め 会 長 が 指 名 する 者 が 議 長 と なる。
- 5 総 会 は、会 員 3 分 の 2 以 上 の 出 席 に よ り 成 立 する。
- 6 総 会 に 出 席 で き な い 会 員 は、各 号 に 掲 げ る 方 法 の い ず れ か に よ り、出 席 と み な す。
 - (1) 議 長 に 議 決 を 委 任 し た 委 任 状 の 提 出
 - (2) 会 員 の 委 任 を 受 け た 代 理 者 の 出 席
- 7 総 会 の 議 事 は、出 席 者 の 過 半 数 を も っ て 決 し、可 否 同 数 の と き は、議 長 の 決 す る と こ ろ に よ る。

(オ ブ ザ ー バ)

第 11 条 会 長 は、必 要 と 認 め た 者 を、オ ブ ザ ー バ と し て 総 会 に 出 席 さ せ る こと が 可 能 。

(総 会 の 議 決 事 項)

第 12 条 総 会 は、各 号 に 掲 げ る 事 項 に つ い て 議 決 する。

- (1) 事 業 計 画
 - (2) 事 業 実 施 報 告
 - (3) 経 費 等
 - (4) こ の 会 則 の 改 正
 - (5) そ の 他 重 要 な 事 項
- 2 会 長 が 認 め る 軽 易 な 事 項 の 議 決 は、幹 事 会 に 委 任 する こと が 可 能 。

(幹 事 会)

第 13 条 幹 事 会 は、会 長、副 会 長 及 び 幹 事 を も っ て 組 織 する。

- 2 幹 事 会 は、前 条 第 2 項 に 掲 げ る 事 項 の 議 決 を 行 う ほか、次 の 事 項 に つ い て 協 議 する。

- (1) 本会の運営に関する事項の企画・立案
- (2) 部会の設置に関する事項
- (3) その他本会の運営に関し、必要と認める事項。

3 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。

4 第10条第4項から第7項までの規定は、幹事会に準用する。

(部会)

第14条 会長は、必要に応じて、幹事会の下に部会を置くことができる。

2 部会は、専門的な事項について検討を行い、幹事会に報告する。

(経費等)

第15条 本会の事業を遂行するために必要な経費等が発生した場合は、助成金、その他の収入等をもって充てる。

2 本会の経費等については、別に定める。

3 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第16条 本会の庶務を処理するため、青森県総務部行政経営課に事務局を置く。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は平成15年4月25日から施行する。

附 則

この会則は平成15年7月4日から施行する。

附 則

この会則は平成16年5月27日から施行する。

附 則

この会則は平成17年5月31日から施行する。

附 則

この会則は平成18年6月6日から施行する。

附 則

この会則は平成22年10月28日から施行する。

附 則

この会則は令和2年7月8日から施行する。